

報告書（案）

1. はじめに

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）は、特に 1980 年代において、先進国で排出された廃棄物等が開発途上国に輸出されて環境汚染をもたらすなどの問題が顕在化したことを受けて、平成元年（1989 年）にバーゼルで採択された国際条約であり、平成 4 年（1992 年）に発効したものである。有害廃棄物等の越境移動等を規制するための国際的な枠組み及び手続等を規定している。

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）は、バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として、平成 4 年に制定されたものである。

バーゼル法の制定から 20 年以上が経過し、我が国を取り巻く国際的な資源循環の状況は制定当時と比べて大きく変化している。天然資源の枯渇やアジア各国の急速な経済成長を背景に、特定有害廃棄物等は天然資源を代替する循環資源として注目され、活発に越境移動が行われるようになった。

しかし、こうした国際取引の増加により、制定時に想定されなかった様々な問題が顕在化しており、特に我が国からの輸出については、使用済鉛蓄電池や雑品スクラップのような、ぞんざいに取り扱われた場合には環境汚染等が生じるリスクが高い有害廃棄物等が、輸出先国において不適正に処理される事案や、使用済電気電子機器がバーゼル法の手続を経ずに輸出され、輸出先国から我が国に送り返される事案が発生している。一方、輸入についても、国内において適正なリサイクルが可能な廃電子基板等について、資源的な価値が高い一方で環境汚染等が生じるリスクが低いにもかかわらず、諸外国と比べて煩雑な手続が必要となっていることにより、国内リサイクル事業者にとって国際競争上不利益が生じているなどの課題が生じている。

平成 28 年 5 月 15 日に主要先進 7 か国（G7）富山環境大臣会合において採択された「富山循環フレームワーク」においては、電気電子廃棄物を具体例としつつ、その輸出入の適正化を図ることにより、国際的に協調して資源効率性や 3R に取り組むという強い意志が示されたところである。また、同年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016」においては、「国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性をいかしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる」とされたところである。

これらを踏まえ、バーゼル条約等を的確に実施しつつ、顕在化してきた課題に対応するために、規制の在り方を検討する必要があることから、平成 28 年 9 月 14 日に、中央環境審議会循環型社会部会に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）が設置され、平成 28 年 10 月 17 日に、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会に有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）が設置された。その後、専門委員会及びワーキンググループは合同で議論を行うこととなり、平成 28 年 10 月 31 日に第 1 回、同年 12 月 8 日に第 2 回の合同会議が開催された。

本報告書は、今後のバーゼル法見直しの方向性を提示するべく、合同会議での議論を取りまとめたものである。

（関係資料集スライド１・２）

2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の管理に関する制度の概要と施行状況

(1) 廃棄物等の越境移動管理に関する基本的枠組み

バーゼル条約は、越境移動を伴う廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とした国際環境条約であり、締約国は平成 28 年(2016 年)11 月現在で 184 か国及び 1 国際機関（EU）となっている。我が国は、平成 5 年（1993 年）にバーゼル条約を批准し、その締約国となった。

バーゼル条約では、有価な原材料又はエネルギーの回収等の「リサイクル目的」及び焼却、埋立て等の「処分目的」で行われる作業を「処分」と総称した上で、「処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体」を「廃棄物」と定義している。そのうち、一定の有害特性を有し、越境移動の対象となる「有害廃棄物」と、一般家庭から収集されるもの及びその焼却から生ずる残渣で、越境移動の対象となる「他の廃棄物」とを規制の対象としている。この報告書では、バーゼル条約上の有害廃棄物及び他の廃棄物を「有害廃棄物等」と総称することとする。

バーゼル条約では、有害廃棄物等の越境移動に際して輸出国等が輸出先国に対してその旨を事前に通告し、輸出先国の同意を得なければならないこと（「事前の通告及び同意」手続）や、越境移動に際して「移動書類」を携帯しなければならないこと、輸出者等の行為の結果として「不法取引」が行われた際に輸出者等が当該不法取引に係る有害廃棄物等を輸出国内に引き取らなければならないなどの義務（再輸入、処分等）を負うことなどを定めている。関係国との間の手続や情報共有は各国の「権限のある当局」が行う。

また、バーゼル条約は、締約国が、別の多数国間協定等を締結することを認めている。これを受けて、経済協力開発機構（OECD）加盟国の間での廃棄物等の越境移動については、リサイクル目的で行われる場合に限り、バーゼル条約の特例として「回収作業が行われる国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（[C（2001）107/FINAL]。以下「OECD 決定」という。）が適用されている。

OECD 決定では、バーゼル条約を基本としつつも、OECD 加盟国は、リサイクルが国際経済システムの不可欠の一部となっており、そのようなリサイクル等のために確立した国際市場が加盟国間に存在すること、加盟国における多くの産業分野が、環境上適正かつ経済上効率的な方法でリサイクルを行う技術を駆使することで資源効率を高め、持続可能な開発に貢献していること、リサイクルの促進のための更なる努力が必要であり、及び奨励されるべきであるとして、環境上適正かつ経済上効率的な方法でリサイクルを行う場合には加盟国間の廃棄物等の越境移動を正当化しうることを、基本的な考え方としている。この考え方にに基づき、バーゼル条約上の廃棄物を、その有害特性や管理状況から危険性が低い「グリーンリスト対象物」とその他の「アンバーリスト対象物」とに分類し、グリーンリスト対象物については、「事前の通告及び同意」手続や移動書類の携帯を不要とするとともに、アンバーリスト対象物についても、輸入国によって環境上適正な処理が行われることがあらかじめ確認されている「事前に同意が与えられている回収施設」（以下「事前同意施設」という。）で処理するために輸出入される場合や試験分析目的で輸出入される場合の手続緩和措置を規定している。

バーゼル条約の締約国であり、かつ、OECD 加盟国でもある我が国においては、OECD 加盟国

との間でのリサイクル目的で行われる廃棄物等の越境移動に関しては OECD 決定が適用され、それ以外の越境移動に関してはバーゼル条約が適用される。

我が国は、バーゼル条約の締結に先立つ平成 4 年に、既存の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）を改正するとともに、新たにバーゼル法を制定することで、バーゼル条約を担保するための廃棄物等の越境移動に関する国内制度を整備した。現在、我が国は、バーゼル条約及び OECD 決定（以下「バーゼル条約等」という。）を遵守しつつ、バーゼル法及び廃棄物処理法並びに「外国為替及び外国貿易法」（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）等の貿易管理関係法令に基づき、廃棄物等の越境移動の適正管理のための措置を講じている。

（関係資料集スライド 3～10）

（2） バーゼル法に基づく国内制度の概要

1） バーゼル法の概要

バーゼル法では、法規制の対象となる特定有害廃棄物等は、法第 2 条において、バーゼル条約上の規定を引用する形で、①バーゼル条約附属書Ⅰに掲げる廃棄物等の排出経路及び有害成分を含有する廃棄物（銅、亜鉛、砒素、鉛等）で、かつ、バーゼル条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性（有毒性、爆発性等）のいずれかを有するもの、②バーゼル条約附属書Ⅱに掲げる物（家庭から収集される廃棄物等）、③我が国がバーゼル条約の事務局へ通報した物、④締約国の国内法令で規制されるものとしてバーゼル条約事務局に通報された物に加え、条約第 11 条に規定する条約以外の協定等に基づき規制される物と定義している。条約以外の協定等としては、具体的には OECD 決定がこれに該当する。

※なお、バーゼル法の運用に当たって、その規制対象となる特定有害廃棄物等の内容の詳細について、国民の便宜を図り、分かりやすく周知するために、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号イに規定する物」（平成 10 年 11 月 6 日環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号。以下「サービス告示」という。）を定めている。

特定有害廃棄物等の越境移動を行おうとする者は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出承認又は輸入承認を受けることを義務付けており（バーゼル法第 4 条第 1 項及び第 8 条第 1 項）、加えて、承認された特定有害廃棄物等の運搬（保管を含む。）及び処分に際しては、経済産業大臣が交付する移動書類の携帯等を義務付けている（バーゼル法第 5 条から第 7 条まで及び第 9 条から第 13 条まで）。

また、輸出承認に際しては、環境汚染の防止のために特に必要がある場合には、環境大臣が、輸出する特定有害廃棄物等の処分について環境汚染の防止のために必要な措置が講じられているかどうかを確認することとしており、当該確認が得られない限り、輸出承認は行われない（バーゼル法第 4 条第 2 項から第 4 項まで）。現在、特に必要がある場合として、経済産業省と環境省との共同省令において、OECD 加盟国向けの処分目的の輸出の場合及び OECD 非加盟国向けの全ての輸出の場合を指定している。

一方、輸入承認に際しては、環境大臣が環境汚染の防止のために必要があると認める場合には、経済産業大臣に対して、必要な説明を求め、意見を述べることができるとされている（バーゼル法第 8 条第 2 項）。

なお、「事前の通告及び同意」手続については、バーゼル条約上の権限のある当局である環

境省が関係国との間で行っており、輸出の場合は関係国の同意を得ていること、輸入の場合は輸出国から事前通告を受領していることが承認の要件の1つとなっている。

バーゼル法第3条では、バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を図るための施策の実施に関する基本的な事項や事業者及び国民が配慮しなければならない基本的な事項を経済産業大臣及び環境大臣が定めることとされており、これに基づいて「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第3条の規定に基づく同条第1号から第4号までに掲げる事項」（平成5年10月7日環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「基本告示」という。）が定められている。

基本告示は、特定有害廃棄物等の輸出入に係る審査の基準を定めており、例えば、バーゼル条約第4条9において、①輸出国が環境上適正かつ効率的な方法で処分するための能力・施設を有しない場合、②輸入国において再生利用産業または回収産業の原材料として必要とされている場合、③締約国が決める他の基準に従う場合、に限り輸出が許可されることを確保するよう義務付けていることを踏まえ、同様の基準を定め、これを外為法の輸出承認に際しての審査基準としている。また、輸出、輸入、運搬及び処分に係る具体的な手続を定めている。

バーゼル条約第8条（再輸入義務）及び第9条（不法取引）の要請を担保するため、経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分が適正に行われず、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認められる場合には、輸出した者や排出した者等であってその責めに帰する事由がある者に対して、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分等の措置を講ずべきことを内容とした措置命令を行うことができるとされている（バーゼル法第14条）。また、必要に応じて、報告徴収及び立入検査をすることができるとされている（バーゼル法第15条及び第16条）。

2) バーゼル法及び廃棄物処理法における規制対象物と輸出入審査について

バーゼル条約の国内担保法には、バーゼル法と廃棄物処理法があり、バーゼル法における規制対象物である特定有害廃棄物等はバーゼル条約における規定に基づき物の有害性に基づき規制されており、一方、廃棄物処理法の規制対象物である廃棄物（以下「廃棄物処理法上の廃棄物」という。）は、物の価値や物の性状、占有者の意思等の要素を勘案して総合的に判断されており、両法の規制対象物の定義は異なっている。バーゼル法上の特定有害廃棄物等であり、かつ廃棄物処理法上の廃棄物に該当する物の越境移動を行おうとする者は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出承認（一部は環境大臣の確認）又は輸入承認の前に、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸出確認又は輸入許可を受けなければならない、バーゼル法又は廃棄物処理法のそれぞれにおいて定められた審査基準に基づく審査を経た上で輸出入の承認がなされている。

（関係資料集スライド11～16）

(3) バーゼル法の施行状況

1) 特定有害廃棄物等の輸出入実績

バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の越境移動は、輸出入ともに近年増加傾向にある。

我が国からの輸出については、平成27年には年間約17万トンで、このうち約10万トン（約6割）は、韓国の製錬所での鉛のリサイクルを目的とした使用済鉛蓄電池の輸出であり、約7万トンは、香港のセメント工場でセメント原材料等としてのリサイクルを目的とした石炭灰

の輸出である。

我が国への輸入については、平成 27 年には年間約 4 万トンで、その大半（平成 27 年では全体の約半数）は、アジア諸国等で発生した廃基板等の電子部品スクラップであり、国内の製錬所等で銅や金などの金属のリサイクル目的で行われている。

2) シップバック事案の増大

我が国からの使用済み電気電子機器等の輸出がバーゼル条約上の不法取引に該当するとして輸出先国政府から通報を受け、輸出された貨物の引取り（以下「シップバック」という。）を要請される事例が近年増加している。相手国・地域としては香港、マレーシア等のアジア諸国・地域が大半を占めている。

また、バーゼル法の所定の手続を経ずに我が国に特定有害廃棄物等が輸入されてしまう場合がある。このような場合には、それが海外の輸出者の責任で我が国に不法に輸入されたときであっても、バーゼル法の規定に基づいた、シップバックのための再輸出が困難となることがあり、不法輸入の責めを負わない我が国の輸入者が経済的不利益を被る事例が発生している。

（関係資料集スライド 17～20）

3. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する課題と見直しの方向性

(1) 基本的考え方

① 我が国からの特定有害廃棄物等の輸出

我が国からの特定有害廃棄物等の輸出に関しては、輸出に伴い環境汚染等が生じるリスクを評価した上で、そのリスクが高いと考えられる場合には規制の強化を図るものとすべきである。具体的には、バーゼル条約締約国間での規制対象物の認識の相違により不法取引時の対応等において条約を履行することが困難な事例が生じていること、一律に輸出手続を緩和している OECD 加盟国向けの輸出においても我が国から輸出された貨物が輸出先において環境上不適正に処理されたと考えられる事案が発覚したことなどを踏まえ、輸出に伴い環境汚染等が生ずるリスクが高いと考えられる場合についてバーゼル法の手続の強化を図るべきである。

② 我が国への特定有害廃棄物等の輸入

我が国への特定有害廃棄物等の輸入に関しては、輸入に伴い環境汚染等が生じるリスクを評価した上で、そのリスクが低いと考えられる場合には規制の緩和を図るものとすべきである。具体的には、バーゼル条約が特に先進国から開発途上国への有害廃棄物等の輸出を規制することを目的として締結されたこと、開発途上国において適正処理が困難な有害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することは世界全体の環境負荷低減につながることで、バーゼル法に基づく手続がリサイクル資源確保の国際競争において国内企業にとって不利となっていることなどを踏まえ、輸入に伴い環境汚染等が生じるリスクが低いと考えられる場合についてバーゼル法の手続の緩和を図るべきである。

(2) 輸出に係る具体的な課題と見直しの方向性

① 使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保（課題）

使用済鉛蓄電池は、バーゼル法では、有害物質である鉛及び強酸性の電解液を含むことから、特定有害廃棄物等に該当し、同法に基づく外為法の輸出承認が必要とされている。

一方、廃棄物処理法では、鉛価格が低いなど総合的に判断して廃棄物処理法上の廃棄物に該当するとされる場合には特別管理産業廃棄物として扱われ、同法により国内のリサイクルシステムが確立されているものの、現在は、相場状況により総合的に判断して廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないとして廃棄物処理法の規制を受けていないものが多い。

近年、使用済鉛蓄電池の韓国向けの輸出が増大しており、その量は、国内で発生する量の約4割に及ぶとの推計もある。平成27年におけるバーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の輸出をみると、使用済鉛蓄電池の輸出は全てが韓国向けであり、その量は、我が国からの特定有害廃棄物等の全輸出量の56%を占めている。こうした輸出は、OECD加盟国である韓国向けのリサイクル目的での輸出であるため、バーゼル法に基づく外為法の輸出承認に際して環境大臣の確認は不要とされている。

こうした中、平成28年6月、韓国において11社の使用済鉛蓄電池リサイクル業者がヒ素を含む鉱滓（使用済鉛蓄電池のリサイクルに際して生じる残渣）約17万トン、を、数年間にわたって組織的に不法に処理していたことが発覚した。我が国から輸出された使用済鉛蓄電池もリサイクルに際して不適正処理が行われた懸念がある。

特定有害廃棄物等の輸出は、輸出先の施設における環境汚染防止措置が不十分な場合には、輸出先において不適正処理による環境汚染や人の健康への悪影響が引き起こされるおそれがある。

OECD決定では、有害廃棄物等の越境移動に際して満たすべき要件として、①契約履行不能となった場合などに対応する資力保証の担保と②環境上適正な管理の確保を求めている（OECD決定第Ⅱ章B(1)、D(1)）が、我が国のバーゼル法に基づく外為法の輸出承認に係る審査基準においては、これらの取扱いが明確になっていない。一方、EUにおいては、①の資力の保証について銀行保証等の書類の提出を求めるとともに、②の環境上適正な管理の確保について、EU域外に輸出する有害廃棄物等に関して、バーゼル条約の技術ガイドラインへの適合性を考慮することができるとされている。

また、環境上適正な管理について、我が国では基本告示において基本的な考え方が示されているものの、OECD非加盟国向けの輸出の場合であっても、環境大臣の審査基準は明確化されていない。

（バーゼル法見直しの方向性）

○ OECD加盟国向け輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査

EUでは、EU域外の全ての国・地域を仕向地とする有害廃棄物等の輸出について環境上適正な管理を求めていることや、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえると、我が国からの特定有害廃棄物等の輸出について、輸出先国がOECD加盟国である場合にも、OECD加盟国と非加盟国との違いを考慮に入れつつ、輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境上適正な管理が確保されているかどうかを審査することができるようにすべきである。また、既に輸出承認がなされた案件において環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合についても、バーゼル条約上の権限のある当局が必要な情報収集を行うことで迅速に対応することができるような措置を講ずるべきである。

特に、使用済鉛蓄電池に関しては、バーゼル条約においてその取扱いに関する技術ガイド

ラインが単独で定められており、平成 28 年 5 月にナイロビで開催された国連環境総会 (UNEA) の決議においても世界的な取組の強化がうたわれているなか、OECD 加盟国において実際に不適正処理事案が発覚したことを踏まえると、使用済鉛蓄電池のリサイクルを行う施設における環境上適正な処理の確保を審査することは早急な課題であることから、少なくとも使用済鉛蓄電池については、OECD 加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実に実施するための具体的な措置を他の見直しに先駆けて講ずるべきである。

○ 輸出に関する環境上適正な管理の審査基準の整備等

現在、環境大臣の輸出先の環境汚染防止措置の審査基準が明確化されていないことに加え、今般の韓国における不適正処理事案など輸出先における環境上適正な管理の確保についてよりの確な審査を行うことが必要となっていることも踏まえ、輸出先での環境上適正な管理方法などに関する環境大臣の審査基準を明確化すべきである。

また、輸出承認の審査に当たって、輸出者が特定有害廃棄物等の輸出に関して確実に環境上適正な管理（シップバックの対応を含む。）を行うことができる者であるかどうかを評価するため、EU 等の例も参考に、輸出者に対して当該輸出に係る資力の保証に関する書類の提出を求めるべきである。

② 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた水際対策 （課題）

国内で排出された使用済電気電子機器等の中には、環境上適正な管理が十分に行われないうままスクラップヤード等において破碎等の処理を施され、その他の金属スクラップ等と混合された上で輸出されている物があり（いわゆる「雑品スクラップ」）、その国内外での処理時に有害物質を拡散させているおそれがあるものの、こうした雑品スクラップは国内において廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないとして扱われている場合があるため、廃棄物処理法に基づいて不適正処理を取り締まることができないことがあるとの指摘がある。

また、スクラップヤードや船上における火災の発生事例が報告されており、雑品スクラップの保管中及び運搬中の火災により生活環境保全上の支障が生じることのないように適切に管理することが必要との声がある。

雑品スクラップにバーゼル条約上の有害物質が一定割合以上含まれている場合にはバーゼル法に基づき輸出承認手続が必要となるが、その該非判断が難しく、これらの雑品スクラップが、バーゼル法に基づく手続を経ずに不適正に輸出されていると指摘されている。

※ サービス告示の別表第 3（バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢに相当）においては、有害物の含有量を重量パーセントで規定しており、これを超えて有害物を含有するものを「有害な特性を有する」としている。電気部品等が含まれる雑品スクラップに関しては、サービス告示の別表第 1（バーゼル条約附属書Ⅸに相当）の 1 の項の第 11 号ロ（2）及び別表第 2（バーゼル条約附属書Ⅷに相当）の 1 の項の第 18 ロの規定は、「電気部品又は電子部品のくず」を大きな括りとして規定しており、その有害性を分析する際に、その重量パーセントを算出するための分母が不明瞭となっている。このため、有害性を示す構成部品が含まれていても製品重量等で割り戻しを行うことにより、本来バーゼル法に基づき規制すべき部品が非該当であると評価されてしまうおそれがあることを指摘されている。

また、雑品スクラップが発展途上国に輸出され、不適正に取り扱われることにより、環境汚染や健康被害が発生するおそれが世界的な課題として共有されている。

なお、EU では、雑品スクラップのみならず広くバーゼル条約上の有害特性を有する物を OECD 非加盟国に輸出することを禁止するなどの措置をとっている。

(バーゼル法見直しの方向性)

○ 取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例：廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物(例：鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、水際において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と該非判断基準の整備を行うべきである。

○ 規制対象物についての法的根拠の明確化

現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべきである。

(参考) 廃棄物処理法による国内における雑品スクラップ問題への対応

中央環境審議会において廃棄物処理法の見直しが進められており、その中で、国内における雑品スクラップの不適正処理問題への対応が検討されている。雑品スクラップの不適正輸出を防止するため、上述の「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」及び「規制対象物についての法的根拠の明確化」といった水際対策に加えて、国内における雑品スクラップの不適正処理問題へ対応も進めるなど総合的な対策を進めるべきである。

③ 我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化 (課題)

近年、我が国から輸出された貨物について、その輸出が「事前の通告及び同意」手続等を経っていないなどの理由からバーゼル条約上の不法取引に該当するとして、輸出先国政府からシップバックを要請される事例が頻発している。我が国から特定有害廃棄物が不法に輸出されることは、輸出先国の環境保全上問題となる可能性があるとともに、特に不法輸出された貨物が輸出先国において滞留することは、条約の履行上大きな課題である。

平成 27 年度には、我が国から香港向けに輸出した中古電気電子機器について、香港側では有害廃棄物等に該当するとして、シップバックの通報を受けた事例が 20 件発生した。これは、我が国から輸出された際には、当該中古電気電子機器は再使用目的であることから特定有害廃棄物等には該当しないとされていたのに対し、香港当局がバーゼル条約の規制対象物であると判断することによって生じたものである。このように、我が国と輸出先国との間で有害性判断の解釈が異なることや、特定有害廃棄物であることを認識した悪質な業者が意図的に輸出する可能性があることなどが、シップバックの原因と考えられる。

バーゼル法では、特定有害廃棄物等が不適正に輸出された場合などに備え、輸出者等に対して貨物の回収を含めた措置命令を発することができる」と規定している。一方で、特に、輸出された貨物が輸出先国に留まった状態のまま、それが措置命令の対象に当たるかどうかを確認することは、非常に困難な場合がある。

この点について、EU では、輸出国と輸入国との間で貨物が有害廃棄物等に該当するかどうかで合意できない場合には有害廃棄物等とみなすと規定している。また、原則 30 日以内に、輸出者側にその責任がある場合には輸出者等が当該有害廃棄物等を自国に引き取るなどの措置を、輸入者側にその責任がある場合には輸入者等が適正に処理するなどの措置を講ずることとするとともに、これらの措置に要する費用の負担者についても規則で細かく規定している。

(バーゼル法見直しの方向性)

○ 輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理

我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物等と解釈される場合があることから、こうした物がシップバック通報された場合には、相手国の判断根拠も確認した上で、輸出された貨物が現地にある状態のままにおいて、迅速に措置命令等の対応を行えるよう、日本のバーゼル法の規制対象かどうかを迅速に判断できる基準を策定するとともに、諸外国との政府間ネットワークの強化等を行うべきである。また、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐため、輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されていることが明確になっている場合は、当該輸出先国向けのものについてはバーゼル法の規制対象物とする方策についても検討すべきである。

④ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化

(課題)

EU では、OECD 決定においてバーゼル条約に基づく「事前の通告及び同意」手続が必要とするアンバーリスト対象物についても、輸入国によって環境上適正な処理が行われることがあらかじめ確認されている事前同意施設で処理する目的で OECD 加盟国に輸出する場合には、最大 3 年間の包括的な同意を与えることができるなどの特例措置を設けることで、輸出手続の簡素化を実現している。

(バーゼル法見直しの方向性)

○ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化

OECD 加盟国を仕向地とするアンバーリスト対象物の輸出であって、それが事前同意施設での処理を目的とする場合には、輸出手続を簡素化（3 年間の包括同意等）すべきである。

⑤ 廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善

(課題)

廃棄物処理法上の廃棄物及び特定有害廃棄物等のいずれにも該当する物を輸出しようとする場合には、廃棄物処理法及びバーゼル法の両法において輸出手続を経る必要があり、手続が長期化する課題が指摘されている。

(バーゼル法見直しの方向性)

○ 廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続の改善

廃棄物処理法に基づく輸出確認の審査基準とバーゼル法に基づく輸出確認の要件について、例えば輸出先での環境汚染防止措置等の重複が生じていることを踏まえ、両法に基づく審査内容を点検し、その統一化を図ることにより手続の重複を排除し、輸出手続の迅速化を図るべきである。

(3) 輸入に係る具体的な課題と見直しの方向性

① 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

(課題)

廃電子基板等は、バーゼル条約において条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性を有するものは有害廃棄物として扱われ、その輸入に際しては、同条約に基づき、「事前の通告及び同意」手続、移動書類の携帯等が必要とされている。このため、我が国においても、廃電子基板等でサービス告示別表第3に定める有害物の含有割合を超えるものは特定有害廃棄物等に該当するとしてバーゼル法の適用を受けている。

ただし、廃電子基板等は、OECD 決定においてはグリーンリスト対象物に分類されていることを踏まえ、我が国では、リサイクル目的で OECD 加盟国から輸入される廃電子基板等については、バーゼル法の規制対象外であるとして運用している。

EU では、廃電子基板等をはじめグリーンリスト対象物については、OECD 非加盟国からの輸入に際しても、OECD 加盟国からの輸入と同様に扱うこととしているため、バーゼル条約に基づく「事前の通告及び同意」手続を経ずとも迅速に輸入することが可能となっている。

一方、我が国では、上述のとおり OECD 非加盟国から輸入する廃電子基板等については、通常の特定有害廃棄物等としての規制に係らしめている。国内の非鉄金属製錬業界からは、特にアジアの OECD 非加盟国からの廃電子基板等の輸入に際して、輸入手続の違いが理由で EU の事業者に対する競争環境上の不利が生じているとして、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、輸入手続を緩和してほしいとの要望がなされている。

また、EU では、OECD 決定において「事前の通告及び同意」手続が必要とされているアンバーリスト対象物についても、OECD 決定の規定に基づく事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、最大 3 年間の包括的な同意を与えることができるなどの特例措置を設けることで、輸入手続の簡素化を実現している。

(バーゼル法見直しの方向性)

○ 環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入承認手続の簡素化

グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入については、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、我が国施設の競争環境上の不利を解消し、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ円滑な資源循環を促進するため、また、開発途上国において適正処理が困難な有害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することで世界全体の環境負荷低減につなげるため、EU の制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきである。

またアンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EU の制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大 3 年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。ただし、その際の移動書類の携帯は必要であることから、輸出国等で作成された移動書類の携帯を義務付けるべきである。

② 我が国への輸入に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化 (課題)

我が国に対して適切な「事前の通告及び同意」手続等を経ずに貨物が輸入された場合については、バーゼル条約上の不法取引に該当する。また、当該不法取引が輸出者の行為の結果として不法となる場合には、バーゼル条約の規定に基づき、輸出者の責任において、輸出国に対してシップバックがなされるべきである。

しかしながら、我が国においては、一度陸揚げされた貨物は「輸入物」とみなされるため、現行の法令では、これを再輸出しようとする、通常の特定有害廃棄物等の輸出と同一の審査及び手続を経なければならない。したがって、輸出元国が OECD 非加盟のアジア諸国等であって、バーゼル法に基づく輸出承認要件(我が国と同等の環境上適正な処理等が求められる。)を満たせないときは、輸出承認を行うことができない。その結果、バーゼル条約では認められているはずの再輸出が事実上困難となってしまう場合がある。

このような場合には、我が国において、税関での滅却処分等を行うこととなり、当該貨物が不法取引となったことに対する責を負わない輸入者や一時的な占有者である通関業者等が、手続中の保管費用や滅却費用等の負担をせざるを得なくなった事例が見受けられる。(輸出貿易管理令では、通常は輸出に際して承認を要する貨物であっても、仮陸揚げした貨物や返品貨物などについては承認を要しないこととする特例が定められているが、バーゼル条約に仮陸揚げした貨物や返品貨物などの適用除外の規定がないことから、バーゼル法制定当初から、特例の対象外としており、仮陸揚げした貨物や返品貨物などについても輸出に際して承認が必要である。)

(バーゼル法見直しの方向性)

○ 我が国に不法輸入された特定有害廃棄物等のシップバック手続の整備

我が国に特定有害廃棄物等が輸入された場合であって、その輸入が輸出者の行為の結果としてバーゼル条約上の不法取引に該当するとして、バーゼル条約の規定に基づいて、当該特定有害廃棄物等を我が国からシップバック(再輸出)しようとするときは、当該不法取引が不法となったことに対する責を負わない我が国の輸入者が不当な不利益を被ることがないようにすべきであり、再輸出する際のバーゼル法に基づく外為法の輸出承認を不要とするべきである。

(4) その他の課題と見直しの方向性

① 処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化

(課題)

OECD 決定では、アンバーリスト対象物であっても、試験分析用であって 25kg 以下の少量の有害廃棄物等の輸出入であれば「事前の通告及び同意」手続等を経ずにこれを行うことができる規定としており、EU では、試験分析を目的とした 25kg 以下の有害廃棄物

等の輸出入を「事前の通告及び同意」手続の対象外としている。

他方、我が国では、バーゼル法において試験分析目的での特例的な輸出入を認める規定は存在しないため、試験分析目的での特定有害廃棄物等の輸出入についても、通常の輸出入と同様の手続を経る必要がある。

特定有害廃棄物等进行处理するに当たり、事前にそのサンプルを用いて試験分析等を行うことは、処理における技術的な留意点やその経済性等を検討する上で重要である。また、試験分析を目的とした特定有害廃棄物等の輸出入を進めることによって、廃棄物処理やリサイクルに関する技術の進展が期待される。

（バーゼル法見直しの方向性）

○ 試験分析目的の輸出入に係る手続の簡素化

試験分析を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸入を行う場合については、試験分析を行うことで処理における技術的留意点や経済性等を事前に確認できること、試験分析を通じた廃棄物処理及びリサイクルの技術の進展が期待されることから、OECD 決定及び EU の制度を踏まえ、我が国においても、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認手続を簡素化すべきである。

また、同様の理由から、試験分析を目的として輸出を行う場合についても、原則的には通常の手続よりも簡易に輸出を行うことができるようにすべきであるが、輸出先国によって制度が異なること、適切な環境管理がなされることが確実とはいえない場合も考えられることを踏まえ、当該制度が抜け穴にならないよう留意すべきである。

4. 今後の課題

本報告は、バーゼル法が制定されてほぼ四半世紀が経過する中、初めてその本格的な見直しを行ったものである。今後、政府において、本報告書で示された方向性を踏まえ、早急にバーゼル法の改正を含む所要の制度整備が行われることを期待する。

また、本報告では、大きな方向性を示しているものの、運用レベルでの検討が必要な技術的かつ詳細な制度設計については、今後更なる検討を行う必要がある。

バーゼル法はバーゼル条約の担保法であるから、バーゼル条約上の義務を適切に担保することは当然であるが、さらにはそれを前提に法の施行状況を踏まえた定期的な規制の在り方の見直しが必要であることから、今後も、国際的な資源循環の動向やバーゼル条約締約国会議での議論に十分留意しつつ、今回の見直しを踏まえた新たな制度の実施についても、その執行状況を定期的にレビューし、必要に応じ、我が国の先進的な環境技術をより活発に活用できるよう戦略的に制度の見直しを進めていくべきである。

なお、特定有害廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物にも該当する場合もあると考えられることから、バーゼル法の見直しに併せて、以下の事項については、必要に応じて廃棄物処理法についても見直しされるべきである。

- ・ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化
- ・ 廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続の改善
- ・ 環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入承認手続の簡素化
- ・ 我が国に不法輸入された特定有害廃棄物等のシップバック手続の整備
- ・ 試験分析目的の輸出入に係る手続の簡素化

中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の
輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイク
ル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ

合同会議報告書 関係資料集

1. 富山物質循環フレームワーク



- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいえるべき国際的枠組。

2. G7メンバーによる野心的な行動

目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

具体例: 電気電子廃棄物(E-waste)の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源効率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

2. 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

第二 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

(2) 新たに講ずべき具体的施策

v) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

① 国内外での資源開発・確保の推進

（抜粋）

国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。

3. バーゼル条約について

正式名称：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」

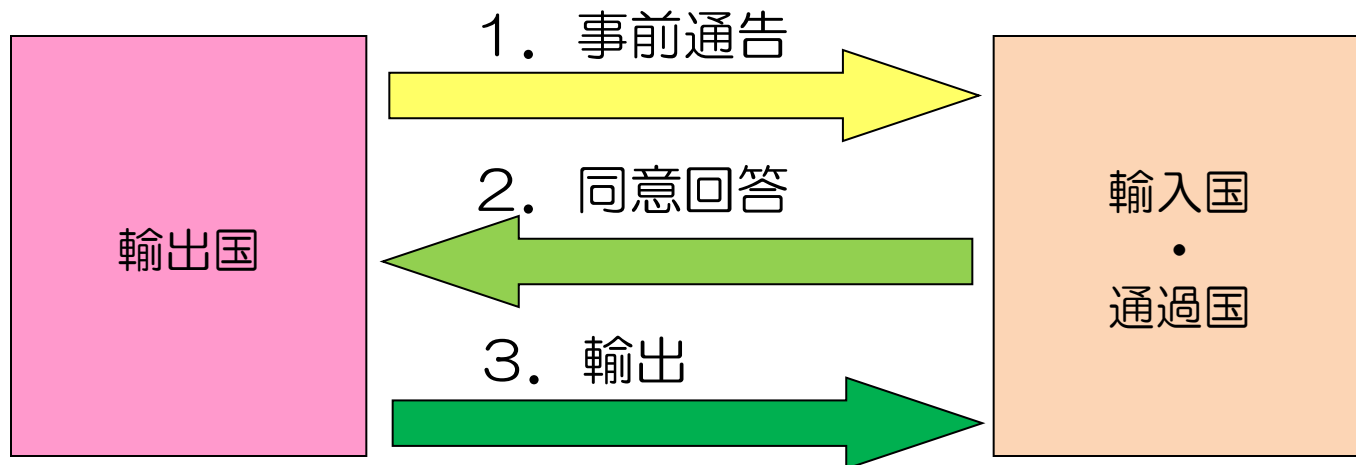
概要： 有害廃棄物の輸出入を規制

成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効

経緯： 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発

締約国： 183カ国 1 機関（EU） （2016年10月現在）

- バーゼル条約は、有害廃棄物の越境移動及びその処分規制について、国際的な枠組みを定めたもの
- 具体的には、輸出に先立つ事前通告・同意取得の義務、移動書類の携帯（移動開始から処分まで）、不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）等を規定



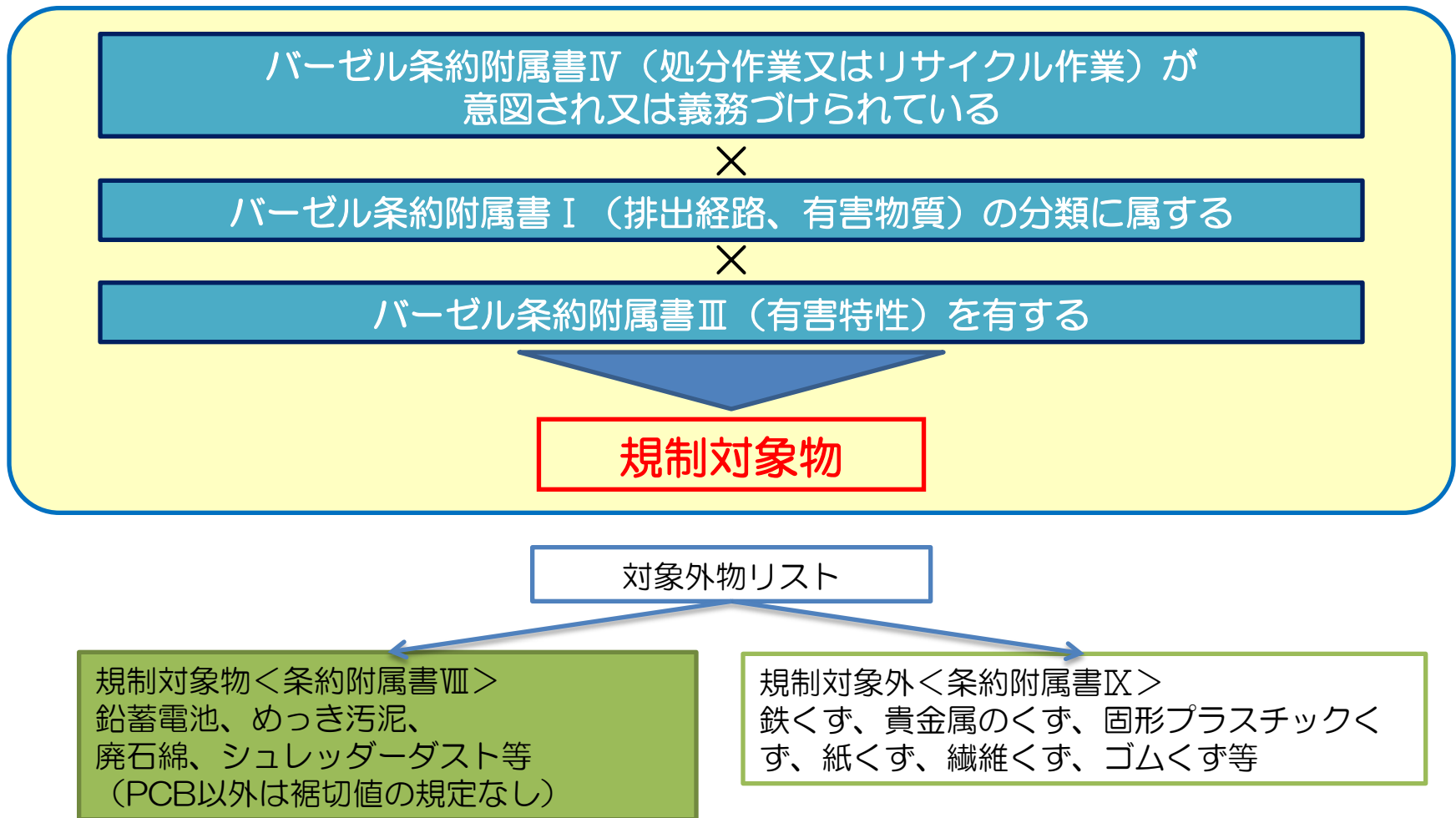
4. バーゼル条約における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要①

概 要	◆正式名称: 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (1992年発効) ◆締約国: 183カ国1機関(EU) (2016年10月現在)) ◆目的: 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護。
第1条: 条約の適用範囲	◆条約の適用対象として、「有害廃棄物(附属書Ⅰ及び締約国の国内法令で定義されるもの)」「他の廃棄物(附属書Ⅱ)」(以下「有害廃棄物等」という。)を定義。
第3条: 有害廃棄物に関する国内の定義	◆締約国は、条約事務局に対して、次のことを通報する(重大な変更した場合は都度通報)。 1) 自国の法令により有害と認められる/定義される廃棄物、 2) 移動の手続きの要件 ◆条約事務局は通報を受けた情報を直ちに全ての締約国に通報する。締約国は、事務局から送付された情報を自国輸出者に対して利用可能にする責任を負う。
第4条: 一般的義務	◆ 締約国は、有害廃棄物等の輸入を禁止する場合、条約事務局を通じて他の締約国に通報する。他の締約国は、当該禁止を行う締約国への有害廃棄物等の輸出を許可しない又は禁止する。 ◆ 締約国は、国内における有害廃棄物等の発生を最小限に抑え、有害廃棄物等の環境上適正な処分のため、可能な限り国内の処分施設が利用できるようにすることを確保する。 ◆ 締約国は、有害廃棄物等の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。 ◆ 非締約国との有害廃棄物等の輸出入を禁止とする。 ◆ 有害廃棄物等の運搬及び処分は、認められた/許可された者のみが行うことができる。 ◆ 国境を越える有害廃棄物等の移動には、条約の定める適切な移動書類の添付を要する。
第6条: 締約国間の国境を越える移動	◆ 有害廃棄物等の輸出には、輸出国(当局又は輸出者)が輸出に係る計画を輸入国及び通過国の当局に書面で事前通告し、輸入国等から書面による同意を要する。 ◆ 同一特性の有害廃棄物等が同一経路で運搬・処分される場合、複数回の輸出入について最長12ヶ月間の包括的な事前通告及び同意が可能。

5. バーゼル条約における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要②

第9条: 不法取引	◆ 第6条に基づく事前通告や輸入国等の同意が行われていない有害廃棄物等の越境移動等は不法取引とみなす。 ◆ 有害廃棄物等の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、当該有害廃棄物等の引取を含む適切な措置をとる。
第11条: 二国間/多数国間及び地域的な協定	◆ 条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、有害廃棄物等の国境を越える移動に関する二国間又は多数国間の取決めを結ぶことができる。 (注: 日本が関係している多国間等協定は、OECD理事会決定のみ)
附属書 I: 規制する廃棄物の分類	◆ 廃棄の経路による18経路と含有成分による27種類 ➢ 廃棄の経路: 医療行為から生じる廃棄物、有機溶剤の製造に伴う廃棄物など ➢ 含有成分: カドミウム、水銀、ヒ素、鉛、シアン化合物、有機溶剤など
附属書 II: 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類	◆ 家庭から収集される廃棄物 ◆ 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓
附属書 III: 有害な特性の表	◆ 国際連合勧告に規定する分類制度に対応した14区分の有害特性 ➢ 爆発性、引火性、可燃性、急性毒性、腐食性、慢性毒性、生態毒性など
附属書IV: 処分作業	◆ 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない15作業(埋立、焼却、永久保管など) ◆ 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつく13作業(有機物、金属及び金属化合物、その他の無機物の再生利用または回収利用など)
附属書VIII: 原則規制対象リスト	◆ 原則として規制対象となる品目のリストを列記(廃鉛バッテリー、電子部品くず等)。 ➢ 附属書IIIの有害特性を有しないものは規制対象外。
附属書IX: 原則規制対象外リスト	◆ 原則として規制対象外となる品目のリストを列記(金属合金くず、金属くず等)。 ➢ 附属書IIIの有害特性を有する場合は規制対象。

6. バーゼル条約が対象としている有害廃棄物等



- 有害特性の評価については、規制対象物告示で規定。
- バーゼル条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅲに掲げる物以外には、条約附属書Ⅱに掲げる物及び輸出先国の国内法令により有害であると定義され又は認められた物（省令で指定）を、特定有害廃棄物等の対象としている。

7. OECD理事会決定について

正式名称：「回収作業が行われる国境を越える移動の規制に関する理事会決定」
（〔C（2001）107/FINAL〕）

概要： バーゼル条約第11条1の規定（締約国は、有害廃棄物等の越境移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めに締結できる）に基づき、経済協力開発機構（OECD）加盟国の間での有害廃棄物等の越境移動について、リサイクル目的で行われる場合に限り適用されるバーゼル条約の特例として、OECD理事会決定が適用される。

バーゼル条約を基本としつつも、「事前の通告及び同意」手続の対象品目をバーゼル条約よりも少なくするとともに、同手続を円滑化するための仕組みを置いているという点に特徴がある。



バーゼル条約で規制対象とされる物品の一部について、リサイクル目的で輸出入される場合、条約で定められた事前通告・事前同意等の適用を原則除外。

（例）

プリント基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ

石炭火力発電所から生じる飛灰

塩化ビニル（PVC）の重合体

8. OECD決定における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要

概 要	◆正式名称:回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定 ◆OECD加盟国間の回収(リサイクル)作業のための有害廃棄物等の越境移動に関する決定であり、有害廃棄物等の輸入手続及び許可要件を簡素化。1992年決定。 ◆バーゼル条約第11条に基づき、取引相手国がOECD加盟国(先進国中心に30カ国)でバーゼル条約締結国であれば、「OECD理事会決定」が優先。
規制手続	◆「緑」級規制手続と「黄」級規制手続という2つの規制手続きが規定。
「緑」級規制手続	◆ 対象は、附属書3に掲げる有害廃棄物等。 ◆ 商取引に通常適用される現行の全ての規制に従えば、越境移動することが可能。
「黄」級規制手続	◆ 対象は、附属書4に掲げる有害廃棄物等。 ◆ 以下の2つのケースに対する手続きが規定。 ➢ 回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動 ✓ 目的地国の同意は暗黙とし、異議・条件等が無ければ、目的地当局の受領確認から30日後に運搬開始可能 ➢ 事前の同意が与えられている回収施設への越境移動 ✓ 関係当局による同意、条件、異議の期限を、目的地当局の受領確認送付日から30日→7日以内に短縮 ✓ 包括的通告による同意の有効期限を1年→3年に延長
附属書3:「緑」級廃棄物リスト	◆ 緑級規制手続が適用される廃棄物のリスト ➢ 第1部:バーゼル条約附属書Ⅲに掲げる廃棄物 ➢ 第2部:OECD加盟国が合意した追加の廃棄物(電子スクラップ(廃基板等)及び卑金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品 等)
附属書4:「黄」級廃棄物リスト	◆ 黄級規制手続が適用される廃棄物 ➢ 第1部:バーゼル条約附属書Ⅱ及びⅧに掲げる廃棄物 ➢ 第2部:黄級規制手続きが適用される廃棄物のリスト(鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケールその他の廃棄物 等)

9. 条約又は協定の適用関係

	対象国		適用規制
バーゼル条約締約国	OECD加盟	韓国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダ、他	OECD理事会決定※
	OECD非加盟	中国、フィリピン、マレーシア他	バーゼル条約
バーゼル条約非締約国	OECD加盟	米国	OECD理事会決定※
	OECD非加盟	台湾	日台民間取り決め
		アンゴラ他	なし(バーゼル規制対象物は輸出入不可)

※ OECD理事会決定の適用はリサイクル目的で有害廃棄物等の輸出入を行う場合に限り、処分目的の輸出入場合は、OECD加盟国間の輸出入であってもバーゼル条約が適用される。

10. 廃棄物等の輸出入に関する国内法の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- 輸出: 非OECD加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- 輸入: 必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃掃法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許可】

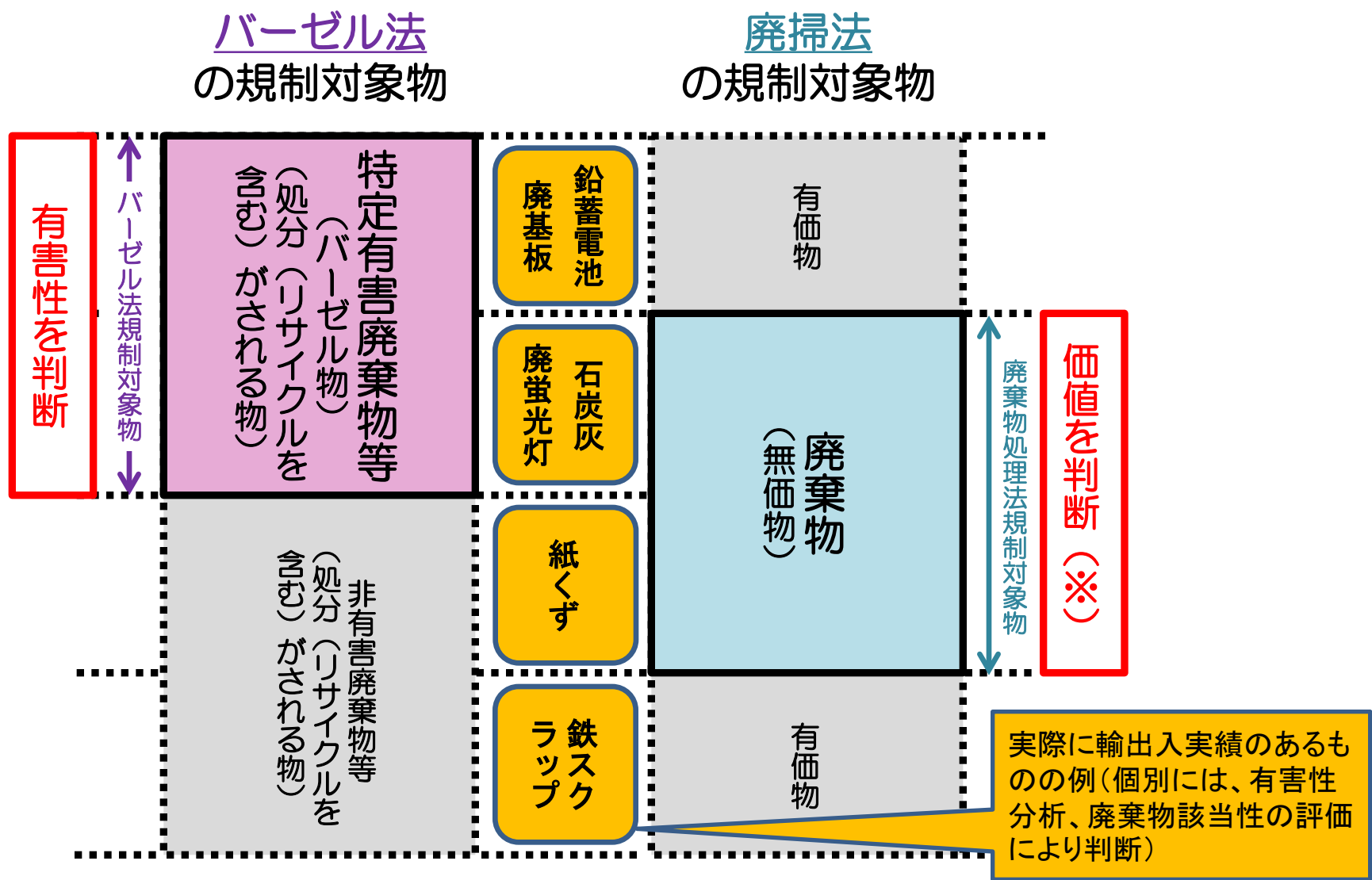
- 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認(許可)が必要
(輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる)

関係法令: 外国為替及び外国貿易法(外為法)、関税法

11. バーゼル法の概要

第1条 目的	◆ バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、人の健康の保護及び生活環境の保全に資する	
第2条 特定有害廃棄物等の定義等	◆ 条約附属書IVの処分作業目的に輸出入される物で、次のいずれかに該当するもの ・条約附属書IIに掲げる物で、かつ条約附属書IIIに掲げる有害性を有するもの （具体の規制対象物は、条約付属書VIII・IXを踏まえ制定された告示において、有害物質の含有量等が示され、これに基づき個別判断。同告示の制定は法の規定によらない。） ・条約附属書IIに掲げる物 ・条約第三条の規定により条約事務局から通報された他の締約国への輸入が規制されたもので、有害廃棄物等で環境省令で定めるもの 等 ◆ 条約第11条の多数国間等協定（※OECD理事会決定が該当）に基づく規制対象物	
第4条 第8条 輸出入の承認	【輸出】（第4条） ◆ 外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要。 ◆ 環境大臣は、特に必要がある地域向けの輸出について、環境上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。	【輸入】（第8条） ◆ 外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要。 ◆ 環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に意見を述べる。
第5～7、9～12条 移動書類	◆ 輸出入に当たり、移動書類を携帯して運搬することを義務づけ。 ◆ 輸入の場合、処分の完了について、その旨を輸出者及び相手国に通知	
第14条 措置命令	◆ 経済産業大臣または環境大臣が「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」は、輸出入者等に対し、特定有害廃棄物等の回収（輸出の場合）又は適正な処分のための措置をとるべきことを命令できる。	
第15条 報告徴収 第16条 立入検査	◆ 特定有害廃棄物等を輸出、輸入、排出、運搬、処分した者等に報告の徴収ができる。 ◆ 上記の者等の事業所等に立ち入り、検査することができる。	
第21～24条 罰則	◆ 措置命令に違反した場合（不法輸出の既遂事案等） ◆ 移動書類関係の各種義務違反 等	

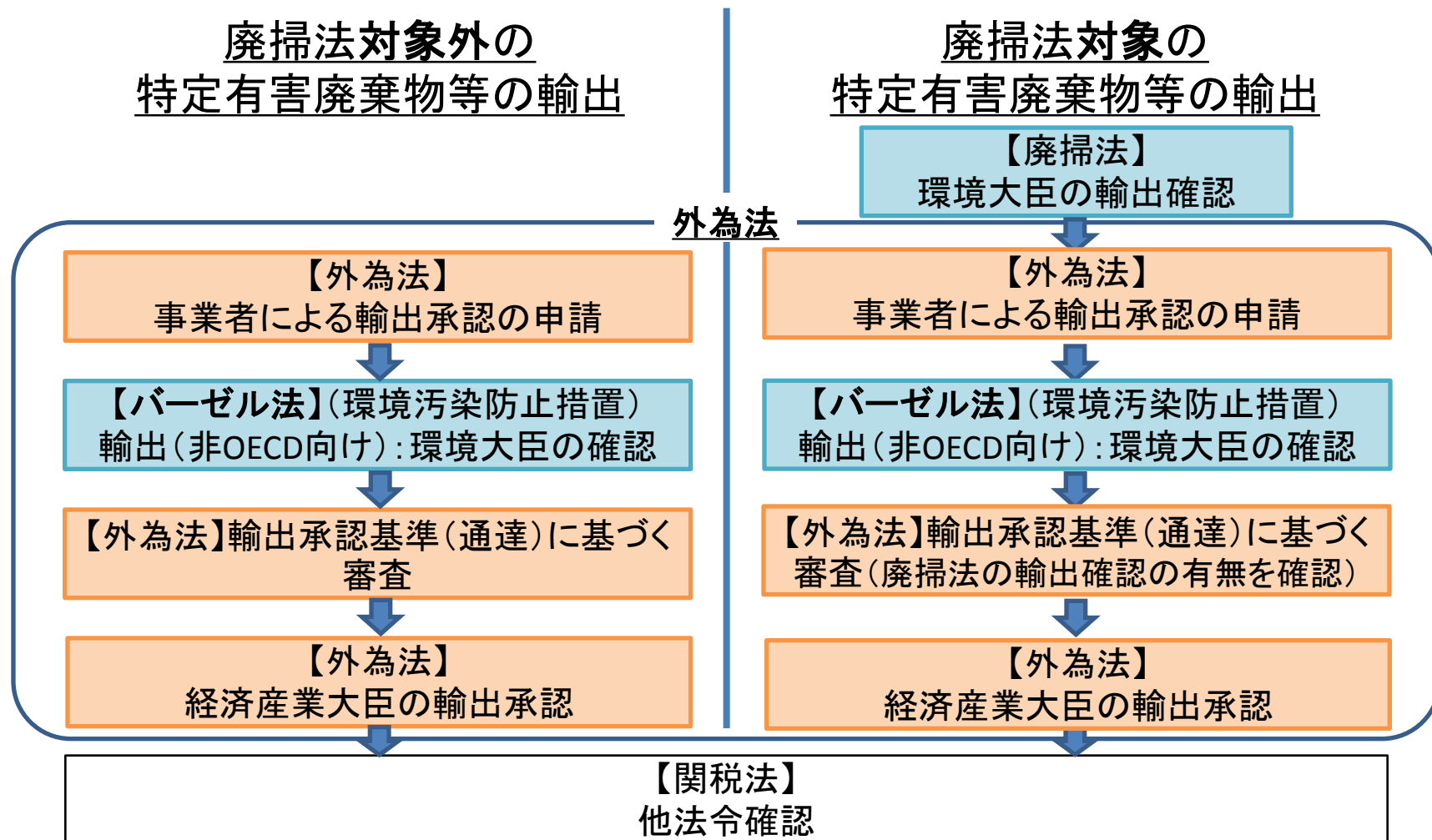
12. バーゼル法と廃掃法が対象としている廃棄物等



※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。
①物の性状（環境基準等への適合状況等）、②排出の状況（排出前や排出時における品質の管理等）、③通常の手扱い形態（廃棄物処理事例の有無等）、④取引価値の有無（処理料金に相当する金品の授受等）、⑤占有者の意思 等

13. 輸出に係る手続フロー

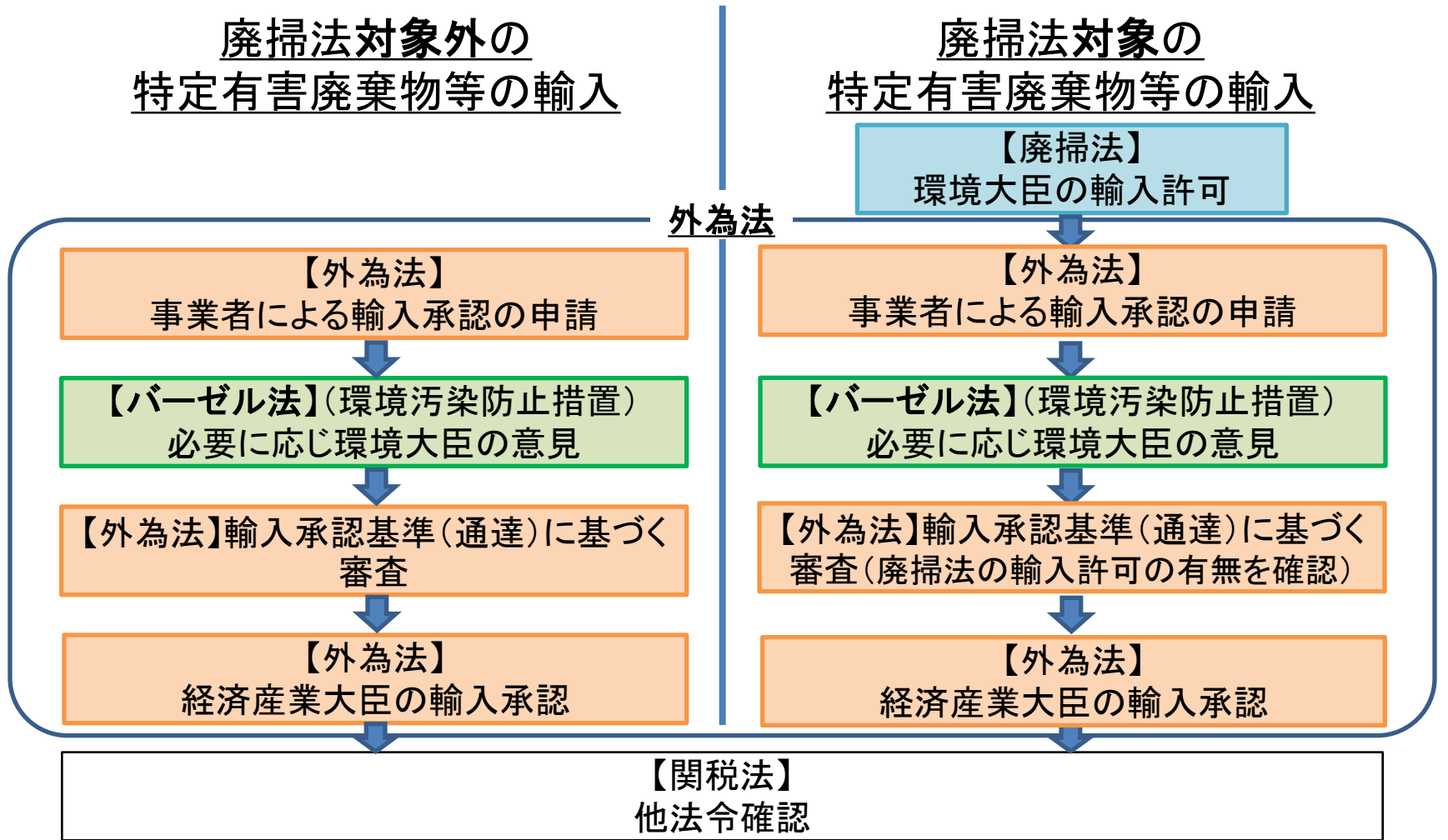
- 例えば、OECD非加盟国向けの石炭灰の輸出については、バーゼル法と廃掃法の両法に基づく手続きが必要。
- 関税法に基づく輸出申告にあたっては、外為法による輸出承認を受けていることを証明しなければならない（いわゆる他法令確認）。



14. 輸入に係る手続フロー

バーゼル法第8条（輸入の承認）

第2項 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認められるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。



15. 外為法に基づく特定有害廃棄物等の輸出入に係る承認の基準

外為法に基づく輸出の承認基準

◆ OECD向け輸出

- 輸入国等から書面による同意を得ていること
- 輸出者、処分者等の間の有効な契約等が存在すること。不可抗力の場合の費用負担に係る内容が含まれること
- OECD理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること

◆ 非OECD向け輸出

- 輸入国等から書面による同意を得ていること
- 輸出貨物が国内処理困難又は輸出先で再生利用等の原材料として必要とされていること
- 輸出者と処分者の間の環境保全上適正な運搬・処分に係る契約等が存在すること
- 輸出者、運搬者及び処分者が不可抗力の場合の経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 法第4条の環境大臣の確認を受けていること

【承認の条件】

- 「輸出移動書類」を携帯し、それに記載された内容にしたがって運搬しなければならない

外為法に基づく輸入の承認基準

◆ OECDからの輸入

- 輸出国からの事前通告を受領していること
- 申請者、処分者等の間の環境保全上適正な運搬・処分に係る契約等が存在すること。不可抗力の場合の費用負担に係る内容が含まれること
- 必要な国内諸法令の許可を受けていること
- OECD理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること

◆ 非OECDからの輸入

- 輸出国からの事前通告を受領していること
- 輸出者と処分者の間の環境保全上適正な運搬・処分に係る書面による契約等が存在すること
- 必要な国内諸法令の許可を受けていること
- その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること

【承認の条件】

- 「輸入移動書類」を携帯し、それに記載された内容にしたがって運搬・処分しなければならない

16. 廃掃法に基づく廃棄物の輸出入に係る確認・許可の基準

輸出確認(法第10条,法第15条の4の7)

確認の基準

- ①・国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難である廃棄物の輸出であること
又は
・国内における当該廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省の定める基準に適合（輸出の相手国において再生利用されることが確実）する輸出であること
- ②国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ③申請者が法的な処理責任を持った者
（一般廃棄物：市町村または排出事業者、産業廃棄物：排出事業者または都道府県、市町村）であること

輸入許可(法第15条の4の5)

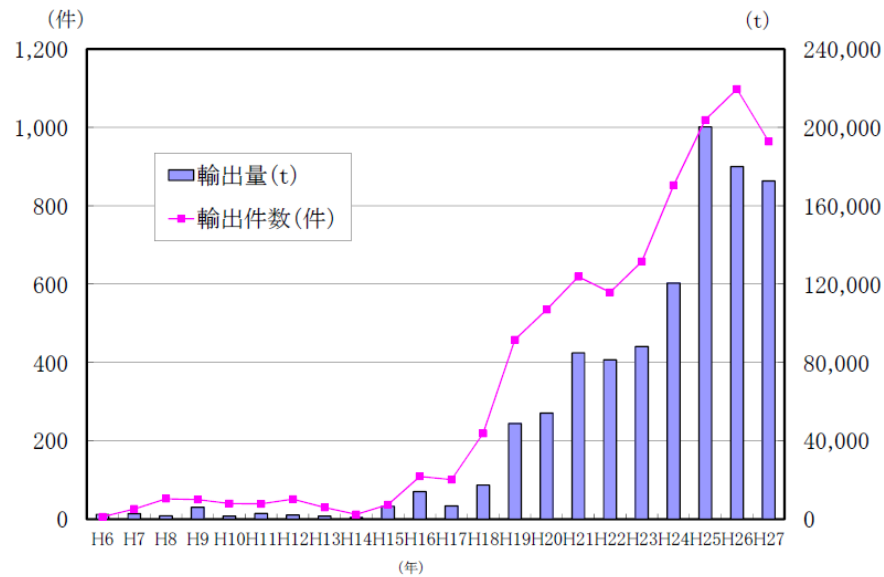
許可の基準

- ・輸入される廃棄物が国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- ・申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること
- ・申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物を国内で処分することにつき相当の理由があること

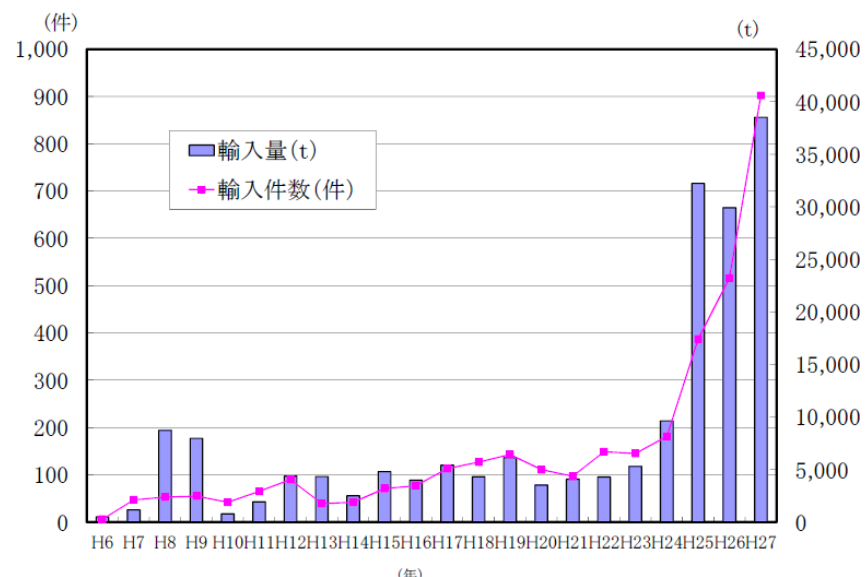
17. 特定有害廃棄物等の輸出入実績

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
相手国への通告	121件 (115)	435,303トン (412,861)	我が国への通告	183件 (139)	236,453トン (173,735)
輸出の承認	97件 (79)	316,828トン (277,411)	輸入の承認	167件 (125)	198,507トン (139,621)
輸出移動書類の交付 （輸出件数・輸出量）	964件 (1,098)	172,622トン (180,035)	輸入移動書類の交付 （輸入件数・輸入量）	902件 (516)	38,511トン (29,904)
相手国・地域	韓国、香港、ベルギー		相手国・地域	台湾、香港、タイ、シンガポール、フィリピン	
品目	鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰・亜鉛灰、銅残渣・銅ドロス 等		品目	電子部品スクラップ、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等） 等	

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

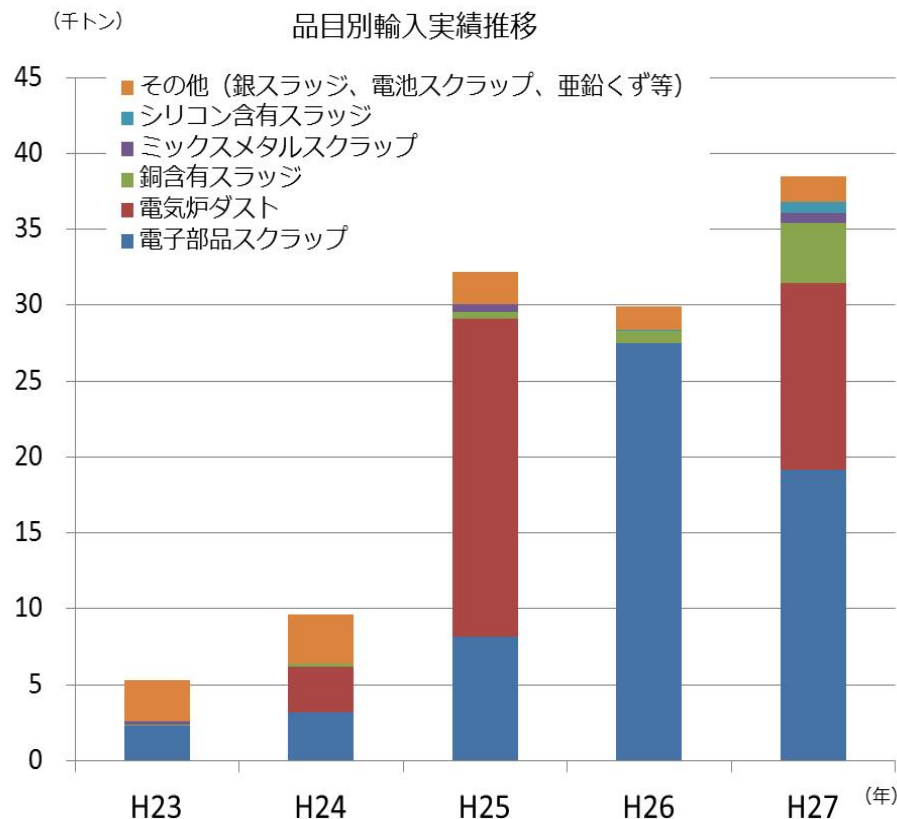
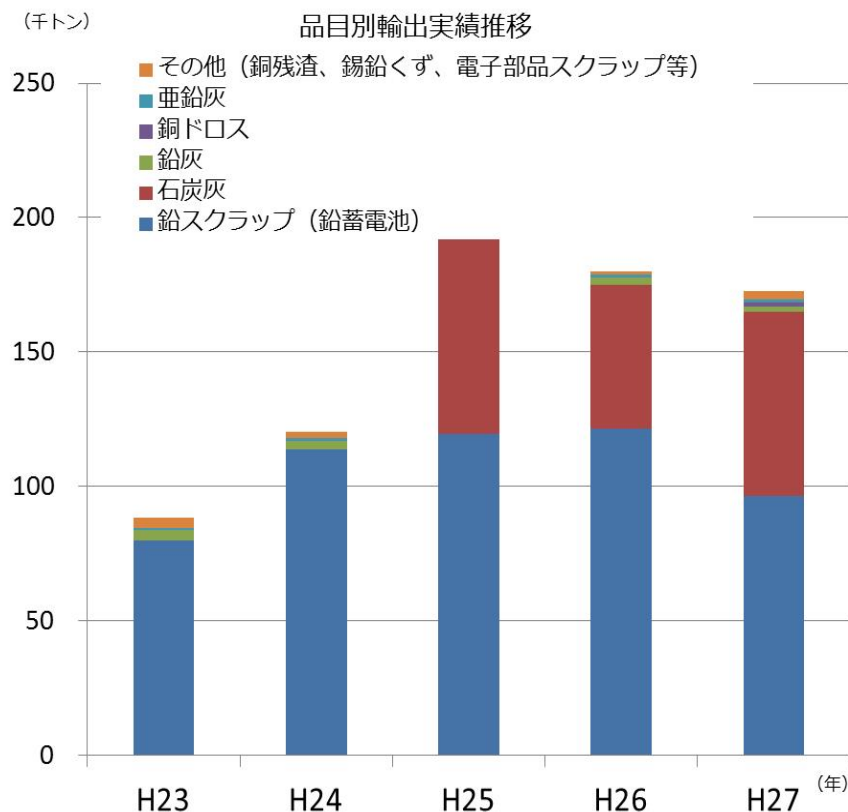


特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移



18. 特定有害廃棄物等の輸出入実績(具体的な品目等)

- 主な輸出品目は、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰等であり、金属回収など再生利用を目的とするもの。輸出の約 6 割が、韓国向けの鉛蓄電池。
- 主な輸入品目は、電子部品スクラップ、電気炉ダスト、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニカド電池他）等であり、金属回収など再生利用を目的とするもの。輸入の約 3 割が香港からの電子部品スクラップ。



19. 近年我が国が受けたシップバック通報事例

年度	発生件数 (件)	相手国内訳（国名：件）	通報対象貨物（括弧内は件数）
平成22	0	—	—
平成23	0	—	—
平成24	7	香港：2、マレーシア：2、ナイジェリア：2、韓国：1	リユース目的の使用済電気電子機器(6)、 雑品スクラップ(1)
平成25 (※1)	4	香港：2、マレーシア：1、インドネシア：1	リユース目的の使用済電気電子機器(3)、 使用済み自動車部品(1)
平成26	9	香港：8、タイ：1	リユース目的の使用済電気電子機器(7)、 使用済み電池(2)、雑品スクラップ(1) (※2)
平成27	20	香港：20	リユース目的の使用済電気電子機器(20)

※1 記載の4件の他、通報の可能性のある連絡を受けているものが1件ある。

※2 件数の合計が内訳の欄と異なるのは複数種類の貨物について通報を受けた案件があるため。

20. 我が国に不法に輸入され、シップバックできなかった事例

- アジアの途上国等から不法に輸入された有害廃棄物等については、バーゼル法の規定に基づく輸出入承認の要件を満たさないことから、輸出元の輸出者に責があるにもかかわらず、輸入国である我が国の輸入者側の負担で対応せざるを得ない状況。

	概要
事例1	- 輸入した金属スクラップに、輸入者の意図に反し廃鉛バッテリー等が混入。 - 輸出者に責がある不法取引としてシップバックを行おうとしたが、仮陸揚げ貨物の輸出にもバーゼル法の規定に基づく外為法の輸出承認を要するところ、承認要件を満たすことができず、輸出を承認することができなかった。 - 手続き中の保管費用及び貨物の処分費用は輸入者負担。
事例2	- 廃ニッケルカドミウム電池として輸入した貨物に、粉末状のニッケルカドミウム混合物が輸入者の意図に反し混入。 - 輸出者に責がある不法取引としてシップバックを行おうとしたが、輸出先での環境汚染防止措置が不十分であるとして、輸出を承認できなかった。 - 手続き中の保管費用及び貨物の処分費用は輸入者負担。